

平成25年第3回君津富津広域下水道組合議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成25年12月19日
1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室
1. 開会の日時 平成25年12月19日 午前10時30分
1. 出席議員 12名
- | | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 下田 劍吾 君 | 2番 | 天笠 寛 君 |
| 3番 | 渡辺 務 君 | 4番 | 石井 志郎 君 |
| 5番 | 真木 好朗 君 | 6番 | 岡部 順一 君 |
| 7番 | 岩崎 剛久 君 | 8番 | 永井 庄一郎 君 |
| 11番 | 平野 明彦 君 | 12番 | 平野 良一 君 |
| 13番 | 高橋 恭市 君 | 14番 | 武次 治幸 君 |
1. 欠席議員 2名
- | | | | |
|----|----------|-----|--------|
| 9番 | 小林 喜久男 君 | 10番 | 鵜田 剛 君 |
|----|----------|-----|--------|
1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
- | | | | |
|--------|---------|---------|----------|
| 管理者 | 鈴木 洋邦 君 | 副管理者 | 佐久間 清治 君 |
| 監査委員 | 福原 敏夫 君 | 会計管理者 | 関口 友裕 君 |
| 事務局長 | 野村 茂夫 君 | 総務課長 | 重城 祐 君 |
| 管理課長 | 天笠 清 君 | 建設課長 | 山崎 正秀 君 |
| 総務課主幹 | 笈川 知洋 君 | 総務課長補佐 | 前田 雅章 君 |
| 管理課長補佐 | 刈込 利雄 君 | 管理課処理場長 | 池田 一郎 君 |
| 建設課長補佐 | 中山 徳幸 君 | | |
1. 職務のため出席した者の職氏名
- | | | | |
|---------|-------|-------|-------|
| 総務課主任主事 | 木村 英樹 | 総務課主事 | 鴨田 貴紀 |
|---------|-------|-------|-------|

開会及び開議

平成25年12月19日午前10時30分

○議長（平野明彦君） 本日は年末の大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ご苦労様でございます。

小林喜久男議員、鵜田剛議員から欠席の届けがありましたので、ただいまの出席議員は、12名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回君津富津広域下水道組合議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（平野明彦君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成25年8月分から10月分までの現金出納検査の結果報告がありました。下水道組合総務課に、その写しがございますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

(参照)

君富下総第394号

平成25年12月19日

君津富津広域下水道組合
議会議長 平野明彦 様

君津富津広域下水道組合
管理者 鈴木洋邦

議案の送付について

平成25年第3回君津富津広域下水道組合議会臨時会に付議する議案について、下記のとおり送付します。

記

議案第1号 君津富津広域下水道組合財政状況の公表に関する条例の制定について

議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 君津富津広域下水道組合下水道条例及び君津富津広域下水道組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 君津富津広域下水道組合都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び君津富津広域下水道組合の収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○

議事日程の決定

- 議長（平野明彦君） 本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。この日程に従いまして会議を進めてまいりたいと存じますので、ご了承願います。

○

管理者挨拶

- 議長（平野明彦君） 日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

- 管理者（鈴木洋邦君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成25年第3回君津富津広域下水道組合議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には、両市議会定例会が閉会して間もないなか、また、年末の何かとご多用のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、前回の組合議会定例会では、私の入院により、皆様にご迷惑おかけしましたが、11月から公務に復帰して、元気に務めておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

本臨時会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、条例の制定4件でございます。後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

- 議長（平野明彦君） 以上で、管理者の挨拶を終わります。

○

日程第1 会期の決定

- 議長（平野明彦君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（平野明彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第2 会議録署名議員の指名

- 議長（平野明彦君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、4番、石井志郎君、5番、真木好朗君を指名いたします。

（提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決）

日程第3 議案第1号から議案第4号まで

- 議長（平野明彦君） 日程第3、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者鈴木洋邦君。

(管理者鈴木洋邦君登壇)

○管理者（鈴木洋邦君） 議案第1号から議案第4号までを一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 君津富津広域下水道組合財政状況の公表に関する条例の制定について、本議案は、地方自治法第243条の3第1項の規定により、組合の財政状況を公表するため条例を制定するものであります。

議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案は、千葉県人事委員会の勧告に準じ、若年層に係る一般職の職員の給与を引き上げるとともに、君津市派遣職員の昇給を抑制するため条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 君津富津広域下水道組合下水道条例及び君津富津広域下水道組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、本議案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律等の施行により消費税率が引き上げられることに伴い、使用料を改定するため条例の一部を改正するものであります。

議案第4号 君津富津広域下水道組合都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び君津富津広域下水道組合の収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い延滞金の割合の特例を定めるため条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第1号から議案第4号までを一括して提案理由の説明を申し上げましたが、これらの議案につきまして、事務局長から補足説明をさせますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（平野明彦君） 続いて、補足説明を求めます。

事務局長野村茂夫君。

(事務局長野村茂夫君登壇)

○事務局長（野村茂夫君） 議案第1号から議案第4号までについて、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合財政状況の公表に関する条例の制定について、ご説明申し上げますので、議案の2ページをご覧ください。

第1条は、この条例の目的を定めるものでありまして、地方自治法第243条の3第1項の規定で「地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない」とされていることから、これに基づき財政状況の公表に関し、定めるものでございます。本条例は、組合構成市においては、市の設立当初から運用されているものでありますが、本組合においては本年7月の情報公開条例の施行を契機として、本条例を制定するものであります。

続きまして、第2条は、公表の時期を毎年5月と11月と、第3条は公表の記載事項を、第4条は公表の方法としてウェブサイトへの掲載その他の適切な方法によることを定めています。

また、附則第1項では、施行期日を公布の日からと定めるとともに、附則第2項では、君津富津広域下水道組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中公表の方法に関する規定を本条例の制定

に併せ整備するものでございます。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案資料の2ページをご覧ください。

一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表の別表第1の給料表の改正は、千葉県人事委員会勧告に準じ、若年層に係る一般職の職員の給料月額を引き上げるものであります。

議案資料の7ページをご覧ください。

附則第15項の追加は、君津市派遣職員に係る平成26年1月1日の昇給を抑制するためのものであります。

議案の10ページをご覧ください。

附則第1項は、この条例の施行期日を定めるものでありまして、公布の日から施行し、そのうち若年層に係る給料表の改正は平成25年4月1日に遡及適用するものであります。

次に、議案第3号 君津富津広域下水道組合下水道条例及び君津富津広域下水道組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げますので、議案の11ページをご覧ください。

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律等の施行により消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられることに伴い、下水道使用料及び行政財産使用料の2本の条例を改正するものでございます。

議案の12ページをご覧ください。

第1条は、君津富津広域下水道組合下水道条例の改正でございます。同条例中第8条の改正は、適正に下水道使用料を賦課するため、公共下水道の変更に係る届出義務を追加するものであります。同条例の第15条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める規定は、消費税率の改定によるものでございます。

第2条は、君津富津広域下水道組合行政財産使用料条例の一部改正であります。同条例の第2条中「100分の105」を「100分の108」に改める規定は、消費税率の改定によるものでございます。

附則第1項は、この条例の施行期日を定めるもので平成26年4月1日から施行し、附則第2項から第4項までの規定は、施行に伴う経過措置を規定するものでございます。

次に、議案第4号 君津富津広域下水道組合都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び君津富津広域下水道組合の収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案の14ページをご覧ください。

この条例は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金の割合の特例を定めるため、関連する2本の条例の一部を改正するものであります。

議案の15ページをご覧ください。

第1条は、君津富津広域下水道組合都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正でございます。

同条例第11条中「7.25」を「7.3」に改める規定は、納期限の翌日から1か月間の延滞金の割合を地方税の割合に合わせることにより、本組合の延滞金に関する規定を統一するものであります。

同条例中附則第2項の追加は、延滞金の割合の特例を定めるもので、本則の年利14.5パーセントの

規定を、1.9パーセントである特例基準割合に7.3パーセントを加算した割合とする規定を加え、その結果延滞金の割合を年利9.2パーセントに引き下げるものであります。

第2条は、君津富津広域下水道組合の収入金の延滞金徴収に関する条例の一部改正でございます。

この条例は、受益者負担金以外の組合の歳入の延滞金徴収に関し、必要な事項を定めるものであります。

同条例中第3条の改正規定は、延滞金の端数計算に関する規定を地方税法の規定に合わせる改正であります。

同条例中附則第2項の追加は、延滞金の割合の特例を定めるもので、本則の年利14.6パーセントの規定を、1.9パーセントである特例基準割合に7.3パーセントを加算した割合とする規定を加え、その結果延滞金の割合を年利9.2パーセントに引き下げるものであります。

附則第1項は、この条例の施行期日を定めるものでありまして、地方税法の一部改正の施行期日に合わせて、平成26年1月1日から施行し、附則第2項は、延滞金の計算期間に関する経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第1号から議案第4号までの補足説明を終わります。

○議長（平野明彦君） 補足説明が終わりましたので、これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合財政状況の公表に関する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第1号 君津富津広域下水道組合財政状況の公表に関する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛

成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 君津富津広域下水道組合下水道条例及び君津富津広域下水道組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑はございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第3号 君津富津広域下水道組合下水道条例及び君津富津広域下水道組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 君津富津広域下水道組合都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び君津富津広域下水道組合の収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑はございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

議案第4号 君津富津広域下水道組合都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び君津富津広域下水道組合の収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

○

○議長(平野明彦君) 閉会に当たり、管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。
管理者鈴木洋邦君。

(管理者鈴木洋邦君登壇)

○管理者(鈴木洋邦君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただき、まことにありがとうございました。

今後とも、下水道事業の推進のため議員の皆様には、ご指導とお力添えをお願い申し上げます。

これから、寒さが一段と厳しくなりますが、皆様におかれましては、健康にご留意され、ご家族と子ども輝かしい新年を迎えられますよう祈念申し上げます、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長（平野明彦君） これをもちまして、平成25年第3回君津富津広域下水道組合議会臨時会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

平成25年12月19日午前10時52分

閉会